

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

	区分	手続き内容等	該当	済	問い合わせ先
遺言等	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	
	相続放棄	相続放棄 ※相続放棄は、相続を知った日から3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立てる必要があります。		<input type="checkbox"/>	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 ☎092-981-9605(家事事件受付係)
電話	固定電話 (NTT西日本)	名義変更 (電話加入権の継承届)・解約		<input type="checkbox"/>	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯電話からは☎0800-2000116
	固定電話 (NTT西日本以外)	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	NHKふれあいセンター フリーダイヤル☎0120-151515
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	運転免許証	返納手続き		<input type="checkbox"/>	最寄りの警察署 運転免許試験場
	パスポート	返納手続き		<input type="checkbox"/>	福岡県パスポートセンター 福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡 3階 ☎092-725-9001
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社

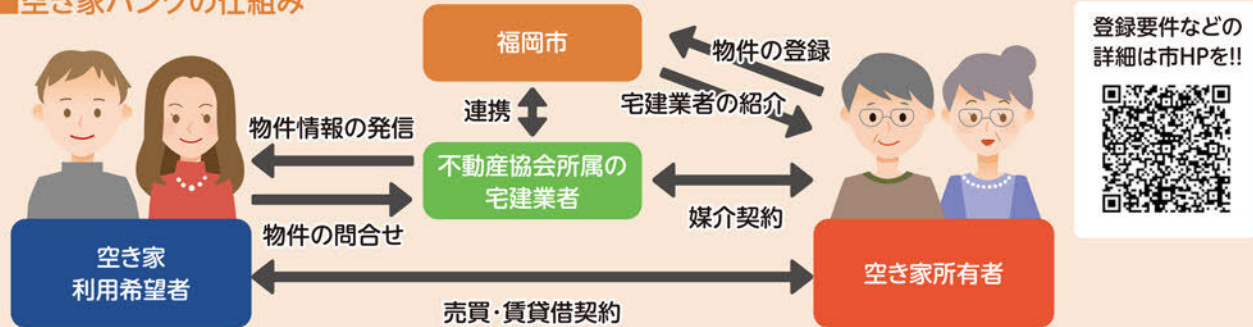
相続した空き家・空き地を有効活用しませんか？

人が住んでいない住居は、傷みの進行が早く、倒壊や衛生面の悪化などに繋がる恐れがあります。
相続した空き家・空き地を有効活用しませんか？

福岡市空き家バンク

「福岡市空き家バンク」とは、空き家・空き地を貸したい・売りたい人から市に登録された物件情報を借りたい・買いたい人に紹介する制度です。空き家・空き地の所有者からの登録を随時募集しています。登録は無料です。また、空き家・空き地物件の売買・賃貸借契約に関する手続きは、市と連携する不動産協会所属の宅建業者が行います。

■空き家バンクの仕組み



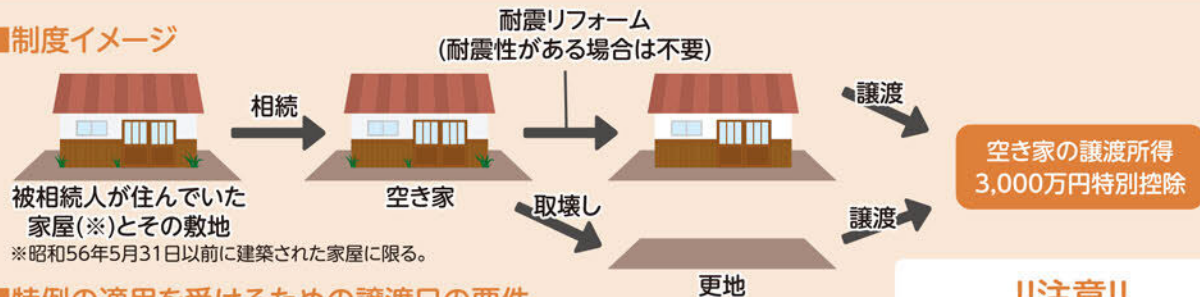
■空き家の登録要件

- ①登記が完了し、権利関係が整理されていること
- ②共有の場合、共有者全員の合意が得られていること
- ③不動産会社と媒介契約を締結していないこと など

空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

空き家を相続した相続人が、耐震リフォーム又は取り壊した後に、その家屋又は敷地を譲渡した場合、譲渡に係る譲渡所得の金額から3,000万円が特別控除される制度です。

■制度イメージ



■特例の適用を受けるための譲渡日の要件

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までであること

■手続きの流れ



詳細は市HPを!!



!!注意!!

制度の適用には、譲渡日要件の他に一定要件がありますので、あらかじめ福岡市及び国土交通省のHPにて詳細を確認し、必要な書類をご準備ください。

お問合せ先

福岡市住宅都市局 住宅計画課 福岡市中央区天神1-8-1
 ☎092-711-4598 FAX:092-733-5589
 MAIL:j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

郵送による戸籍証明交付請求方法

下記の①～⑤のものをご準備していただき、往信用封筒へ入れて投函してください。

① 申請書(P22にあります)

記入漏れがないように。不備等があれば、発送が遅れます。

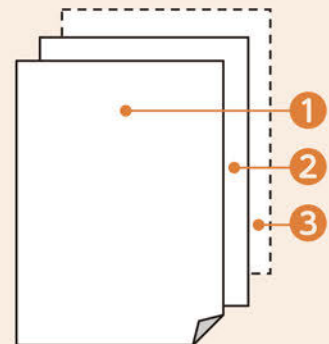
② 本人確認書類

(運転免許証・健康保険証等の写し)

※添付いただいた本人確認の書類の写しは、郵送請求以外に使用しません。

③ 委任状(代理人が請求する場合のみ)

委任者が自署・押印したもの ※コピー不可。



④ 郵便局発行の定額小為替(手数料分)

手数料は、『定額小為替』でお願いします。

※切手・収入印紙では受付できません。

料金 ●現在戸籍1通・・・450円 ●除籍／原戸籍1通・・・750円

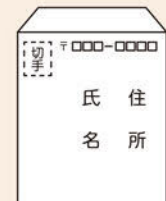


⑤ 返信用封筒

宛先を記入し、切手を貼付する。

原則的に返送先は、請求者の住民登録地(現在のお住まいの所)になります。

※請求対象者との関係が確認できる資料が必要となる場合があります。



【参考】郵便料金

【定形郵便物】

●25gまで84円 ●50gまで94円

【定形外郵便物】

●50gまで120円 ●100gまで140円
●150gまで210円 ●250gまで250円

速達の場合は、
上記料金 プラス 260円(250gまで)

申請書は「信書」につき、宅配便(特定信書便取扱の指定を受けたものを除く)は、使用できません。

※申請の通数によっては、返信料が増える場合がありますので、切手は多めに同封してください。

※郵便物の配達日数と役所の処理日をご考慮のうえ、余裕をもってご請求ください。

※お急ぎの場合は速達の手配をお願いします。

▶▶▶ その他不明な点は、本籍地の市区町村役場にお問い合わせください。

戸籍謄抄本等の交付申請書(郵送請求用)

どなたの証明が何通必要ですか		申請日:	令和 年 月 日
本 籍	番 番地		
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
筆頭者の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
フリガナ		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な方の氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
必要な証明の□欄にレ印と、通数を書いてください。			
<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 全員 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) 一部 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(除籍謄本) 全員 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書(除籍抄本) 一部 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本(昭和・平成) 全員 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 改製原戸籍抄本(昭和・平成) 一部 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し (全員・一部) ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 身分(身元)証明書 ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> その他証明書(名称:) ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 死亡の記載のある戸籍(死亡年月日:R 年 月 日) ⇒ 通			
<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの戸籍 ⇒ セット			
申請者及び請求理由等について			
申請者	住 所 (〒 —) ※原則的に送付先は請求者の住所登録地になります。		
	氏 名 印 (※本人が自署している場合は押印不要)		
	連絡先(昼間、連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。) TEL : — —		
	※上記の必要な証明の欄に書かれた方との関係(あてはまる□にレ点をつけてください) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他()		
請求理由	※使用目的及び提出先(あてはまる□にレ点をつけるか、具体的にご記入ください) <input type="checkbox"/> 死亡に関する手続きの為 日本年金機構他 <input type="checkbox"/> 相続手続きの為 銀行他 <input type="checkbox"/> ()		
連絡事項	※連絡事項がある方(具体的にご記入ください)		

委任状

代理人（頼まれた人）

住 所

氏 名

生年月日

明・大・昭・平

年

月

日

私は、上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

世帯主の変更に関する事。

住民票の写しの請求並びに受領に関する事。

戸籍に関する証明書の請求並びに受領に関する事。

国民健康保険・後期高齢者医療保険、高額医療費の払い戻し申請並びに
その他の申請等の手続き及び受領に関する事。

国民年金の死亡に関する手続きについて。

市税に関する各種手続き、証明書の請求並びに受領に関する事。

令和

年

月

日

委任者（本人）

住 所

氏 名

印

生年月日

明・大・昭・平

年

月

日

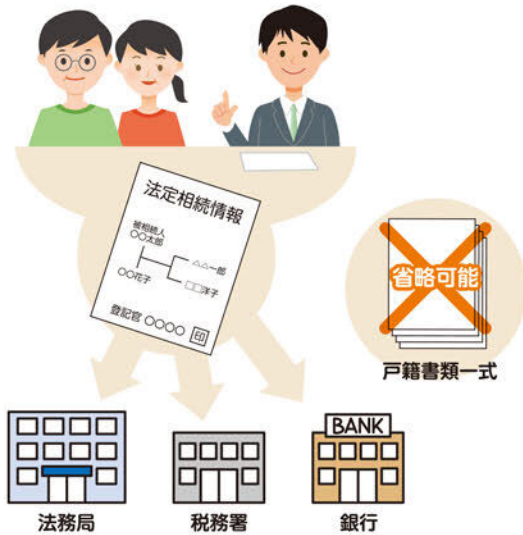
平日昼間に連絡がとれる電話番号

()

-

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。これまででは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。**(※)



次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など

(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

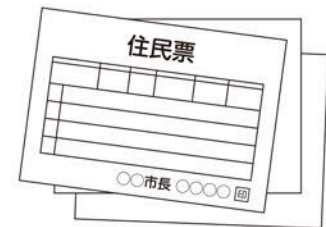
- 被相続人の戸籍謄本 被相続人の住民票の除票 相続人の戸籍謄抄本
- 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

<法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合>

- 住民票の写し

<委任による代理人が申出の手続きをする場合>

- 委任状
- (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- (弁護士などの資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

- 弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

<被相続人の住民票の除票の取得ができない場合>

- 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 **この制度は無料で利用できます。**

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

福岡市の生前整理や遺品整理時の家財の処分について

「生前整理」や「遺品整理」で不用になったものは、リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)を行って、できるだけごみを減らした後、市のごみ出しルールに基づき、適正に処理しましょう。



市のごみ出しルール(①②③のいずれかの方法)

①通常のごみ出し日に出す。

- 「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」「空きびん・ペットボトル」は月1回の収集です。 ※1回につき10袋(45ℓ)まで
- 「粗大ごみ」を出すときは、事前に粗大ごみ受付センターへの申込みが必要です。 ※1回につき10個まで

・粗大ごみ受付センター ☎092-731-1153

受付時間/月曜日～土曜日 9:00～17:00 12月29日～1月3日は休み

・インターネット受付 <https://sodaigomi-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/>

受付時間/年中24時間受付(メンテナンス期間は除く)

・LINE受付

LINEで粗大ごみ収集の申し込みもできます。まずは友だち追加してからご利用をお願いします。

友だち追加



②市の処理施設に自分で直接持っていく。

- 事前に自己搬入ごみ事前受付センターへの申込みが必要です。

・自己搬入ごみ事前受付センター ☎092-433-8234

受付時間/月曜日～土曜日 8:30～16:00 1月1日～3日は休み

※ごみ搬入予定日の2週間前から搬入予定時刻の30分前まで受付

・インターネット受付 <https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>

受付時間/年中24時間受付(メンテナンス期間は除く)

ごみ処理手数料

10kgまでごとに
140円

③市が許可した収集業者に依頼する。

- 協同組合福岡市事業用環境協会に連絡してください。

協同組合福岡市事業用環境協会

☎092-432-0123 FAX 092-432-0124

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～17:00

第1・3・5土曜日 9:00～12:00

※ただし祝日を除く

臨時収集を依頼した場合

収集運搬経費

1m³までごとに
4,070円

+

処分経費

1kgまでごとに
14円

●上記料金は「収集業者が受けることのできる上限の額」です。

生前整理や遺品整理を業者に依頼する場合の留意事項

家財を必要なもの、不要なものに仕分けする作業は、どの業者にも依頼できますが、そのとき発生するごみの収集は、市のごみ出しルールに基づき、市が許可した収集業者に依頼してください。

なお、下記業者は、遺品整理に限り、家財の仕分け作業からごみの収集までワンストップで依頼できます。

業者名	事務所	電話番号
株式会社 友心	中央区那の津3丁目11番1号	☎092-408-5939
株式会社 ダイワテクノサービス	東区松香台1丁目25番11-203号	☎092-672-8001

問い合わせ先

環境局 循環型社会推進部 収集管理課

☎092-711-4346 FAX:092-733-5907

※ごみ出しルールの詳細は、福岡市ごみと資源の分け方・出し方情報サイトに掲載しています。

(<http://kateigomi-bunbetsu.city.fukuoka.lg.jp/>)